

同盟と臣従のあいだ

18世紀前半マサチューセッツワベナキ講和外交から見るイギリス領北アメリカ先住民外交の性格

森 丈夫 (福岡大

学)

はじめに: 非国家地域の外交について

○今回のテーマ: 植民地時代北アメリカの人種関係史……アメリカ史の文脈の課題

⇒世界史的な文脈で論じるテーマでもあるのではないかな?

:「グローバル化とその再検討」どのようにヨーロッパの世界進出は世界を変容させたか/変容の担い手はヨーロッパ人だけなのか? (島田編, 2018年; シャーマン, 2021年; Lee, 2011; Belmessous, 2015)

○初期アメリカ史における先住民のプレゼンスの再評価

- ・1960年代以後、先住民研究は、ヨーロッパ人の植民を、先住民を暴力的に排除する過程として描く (Jennings, 1975)。疫病と戦争による先住民の「清掃」という用語や「定植植民地モデル」の広まり。アメリカ史の叙述において先住民は犠牲者として特別視されつつも、歴史発展の文脈からは疎外。

- ・1980年代には先住民社会の破壊を前提としつつ、「ニューインディアンヒストリー」の研究者が歴史像の見直しを主張する (研究史 Calloway 1997; Merrell, 1987, 2003, 2012; Hatfield 2007)。

:ヨーロッパ人の進出への先住民の主体的対応 (新集団の形成 Ethnogenesis / ヨーロッパの技術摂取など)、結果としての先住民のプレゼンスの持続 / 境界地帯における先住民とヨーロッパ人の通商、土地売買・貸借、社会的結合を通じた密接な関係への注目 (Kirk 1980; Mancall 1991; Usner 1992; Piker 2004; Preston 2009; テイラー, 2021年)。

歴史像の見直しに関する重要な題材として、先住民外交 (Indian Diplomacy) の浮上

: 従来、外交と条約はイギリス人が先住民を騙して土地を奪う手段とされる。しかし条約には、講和、通商、紛争解決といった多様な目的が存在し、各植民地・本国と先住民の代表が会合を通じて多数の協議を行っていたことがクローズアップされる (Jones, 1982, 1988)。<表1>

→特に1990年代以後には、新たな空間概念 (ボーダーランド=諸帝国の境界地帯) の導入とともに、北アメリカ独自の先住民外交の実像が描き出される (Adelman and Aron, 1999)。

- ・ホワイトの「ミドルグラウンド」論 (五大湖地方におけるフランス-先住民関係)。戦争で難民化した先住民とフランス人が、平和維持、通商、軍事協力のために相互に接近し、共通の儀礼、贈与、カトリック信仰を介して、緊密な同盟関係を取り結ぶ (White 1991, 2012)。

- ・イギリス領についても、同様の観点から先住民外交研究が盛んに行われる (Richter, 1988; Calloway, 1997; Merrell, 1999; Cayton and Tout, eds., 1998; Plank, 2001; Otis 2003; Shannon 1996, 2008; Van Zandt, 2008; Pulsipher, 2011 など)

◇植民地時代を通じてイギリス人は、通商、戦争支援、領土獲得などのために先住民に外交交渉を求める。17世紀後半以後には先住民式の外交儀礼、定期的な会合、互酬の関係などを通じた恒常的外交関係の形成。一定期間の和平に貢献する。

◇先住民の主体性: 先住民もサバイバルのために外交交渉に加わり、条約形成に大きく関与。外交的地位を確保する努力、先住民独自の外交も明らかになる (Merrell, 1989; Shannon, 2008; Parmentor, 2009; Belmessous, 2011; Witgen, 2012)。1701年のイロコイの英仏との同時交渉による中立確保など。



イギリスの植民地支配の歴史的展開も、先住民外交の視点をを用いて検討される。

: 七年戦争=フレンチ・インディアン戦争 (1755-63) において、先住民外交の果たした役割、戦後の先住民外交が植民地の離反を招いた点など (Jones, 1983; Anderson, 2000 など)

○先住民外交の役割や先住民の外交上の地位については、議論が存在。

- ・ミドルグラウンド論批判 (Saunt, 2007): 外交による相互利益の幻想性。帝国支配拡大の道具としての外交と条約 (ミシシッピ川流域における英仏の「代理戦争」)。先住民とヨーロッパ人の対立・不和、力の不均衡を考えるべき (Silver, 2008; Hämäläinen and Truett, 2011; Dowd, 2015)。

⇒植民地時代から革命期のイギリス人は先住民に対し、主権国家としての地位を尊重する。大きな転換は、独立革命 (Griffin, 2007; Sadosky, 2009; Merrell, 2012; Witgen 2012)。



先住民外交をグローバルヒストリーの文脈に位置付けるためにも考えるべき課題。

: 先住民—イギリス人が外交交渉を行い、多数の条約が成立している以上、両者に一定の関係を結ぶ意思が存在したことは事実。外交—条約を通じていかなる関係が成立していたか/その時期的変容。

- ・サドスキーの議論 (Sadosky, 2009): イギリス人—先住民関係の流動性⇒その都度、交渉によって決定。特定の地域や時代状況に合わせて問うべき。

- ・本報告の内容: 北アメリカの先住民外交史の概説を跡付け、その上で、17世紀末~18世紀前半の北東部の境界地帯メインにおけるワベナキ—マサチューセッツ外交の検討。いかなるプロセスを経て、いかなる状況下で先住民外交は成立し、いかなる問題を孕んでいたか。

I. 北アメリカにおける先住民外交史概要

1 イギリスの海外進出と先住民外交の性格

アジアへの東インド会社の進出(1600年)と北アメリカの植民事業の開始は時期を同じくする。またいずれも海外で主権国家と同等の権力を委任された「主権会社」が主体(*北アメリカは領主も多い)。

⇨北アメリカの植民事業は東アジアと異なる点も多い。

・植民奨励のために、国王が一定の領土を複数の植民事業主に付与。

:北米では1690年代までに自立性の強い定住植民地が複数建設(図2、表2参照)。名誉革命後の集権化政策までは、王領はヴァージニア、ニューヨークのみ。

・植民事業主は、通商を第一目的としない場合が多い(例外はハドソン湾会社)。植民地建設において、それぞれ特有の目的・理念を持つ。

□当初「17世紀の危機」に端を発するイギリス社会の諸問題(人口増加・貧困/宗教対立/領土の没落)解決のための植民(ピューリタンの宗教共同体「丘の上の町」は典型)。

□王政復古期(1660-1688年)には国王の廷臣への領地付与:それぞれの領土の理想追求(ペンシルヴァニア領主ベンクワンナー)の「聖なる実験」=信仰の自由/戦争放棄など

□各植民地の共通点-植民地の維持/領土の利益のために通商も重視/対スペイン事業

⇒北アメリカのイギリス領における先住民外交の性格を規定

□植民地ごとに現地の先住民と外交-条約締結(⇨フランス領植民地は本国からの集権的外交)。17世紀後半まで本国政府の指示/植民地が連携した先住民外交はほとんどない(軍事同盟ニューイングランド連合植民地United Colonies, 1648-84の対先住民外交のみ)。それぞれの目的/理想の反映。

□キリスト教布教の弱さ...各植民地で異なる宗派/先住民との宗教ネットワークの未成立(⇨フランス:イエズス会ネットワーク)。

⇨先住民と通商関係は発展(植民地間で程度の差は大きい):毛皮(ニューヨーク)~先住民奴隷(カロライナ)。結果として、17世紀中に多くの先住民はヨーロッパ商品依存(銃、日用品、酒)。

□植民地は、基本的に先住民を「イギリス国王に臣従する民」と扱う。

:先住民=「イギリス領」の北アメリカに居住する、主権国家より下位の政治体という位置づけ。スペインに対抗して、先住民の「自発的な支配権限委譲」という物語も求める(Banner, 2005; Glover, 2014)。

②北東部先住民外交史の見取り図(Richter, 1998; Hinderaker, 2012)

1) 17世紀前半~半ば:植民地ごとに独自の先住民への外交アプローチ⇨先住民も地域固有の事情からイギリス人と同盟を選択。しかし外交関係が成立せず、沿岸諸部族の制圧-従属化へ。

○南部チェサピーク:ヴァージニア(1607年:貧困者救済-特産物生産)、メリーランド(1634年、荘園再建)

・ヴァージニアは、ポウハタン(26の下位国家を持つ集権的首長国)の支配地域(図3)。

:入植後、ポウハタン、ヴァージニア会社ともに儀礼を通じて相手を臣従させたと誤解(ジョン・スミスの救済/ヴァージニア会社によるポウハタンの戴冠)。ヴァージニアの食料「貢納」要求により戦争へ(1610-14)。

→外交手段(王女ポカホンタスとヴァージニア人の結婚)による講和が成立するが、1622年以後、タバコプランテーション拡大が原因となり、戦争再開。

⇒1646年に講和条約:ポウハタン首長国解体/イギリス国王による各部族国家の安堵と先住民の貢納/領土没収による先住民の従属国化(資料①)

*メリーランドもピスカタウェイと条約結ぶが(1634年)、アプローチは異なる。

○北部ニューイングランド:プリマス(1619年)、マサチューセッツ(1629年)、ロードアイランド、コネティカット(いずれも1636年):ピューリタンの宗教理念に基づく社会建設(図4)

⇨先住民は複数の小部族に分かれる/沿岸地域の疫病被害が大きい(90%人口減少)。

・1621年のプリマス-ワンパノアグ条約以後、各植民地は現地の先住民と同盟条約を結ぶ。先住民も他部族への対抗や安全確保から植民地との同盟を求める。一連の条約では、先住民と植民地を「同盟」allianceと規定する(「友人」:貢納なし)/国王の臣民とも規定(Pulsipher, 2006)。

⇨1637年のピーコート戦争以後、次第に主従関係へと変化(モヘガンは1638年にコネティカットに臣従条約=貢納支払い)。その後も、各植民地は、しばしば先住民側が植民地の支配に服す条約を締結するよう強要(相互の戦争禁止/武器押収/土地売却禁止/人質の要求など)。(資料②)

↓

しかし、両地域でもイギリス-先住民関係は不安定さが継続。

:ヴァージニアは、侵入する「外国インディアン」と辺境民の対立→1676年に先住民戦争(サスケハナ戦争-ベーコンの反乱)/ニューイングランドでは、同年、プリマスによる従属的扱いに不満を持つワンパノアグを中心に先住民連合が大規模な戦争を起こす(フィリップ王戦争)。

⇨オランダ植民地ニューネザールランド(1625年)は先住民と密接な同盟関係を結ぶ。

:ニューネザールランドは毛皮交易のため、1645年にイロコイ五部族連合と同盟締結。オランダ支援の下、イロコイは毛皮利益を求め、五大湖周辺~ニューイングランドへの対先住民戦争を遂行。

2) 先住民外交の開始:17世紀後半には新たなアクターの登場で、植民地-先住民関係の秩序化

○本国政府の先住民外交

スチュワート朝政府は、南北の植民地の乱開発と動乱を抑える一環として、先住民保護の取り組み。王政復古後の

1670年代には、大陸全体の植民地の安定のため、各地で先住民との講和—同盟関係構築の推進。

Ex) 本国政府の主導で、ベーコンの反乱後にはヴァージニア - 先住民諸部族間条約(1677年)

:「国王陛下の下で(植民地と)相互の同盟と和約(mutual League & Amity)」。先住民19部族は、イギリス王に従属しつつ、王位の承認、領土の保証、植民地からの領土保全。

⇒本国は、ニューイングランドでもフィリップ王戦争の平定・講和を仲介

▷アンドロス総督の主導によるイロコイを通じた北東部先住民政策の一元化の試み。

1675年にアンドロスが主導しニューヨーク—イロコイ間に軍事・通商同盟「盟約の鎖」(covenant chain)の形成。アンドロスは毛皮交易とフランス領カナダに対する抑止力を期待／イロコイはオランダ同盟喪失(1664年に占領)後の同盟者として受け入れ。

・恒常的外交関係の形成:ニューヨークはイロコイを「臣従する民」と規定しつつ、交渉では対等に:オルバニーにおいて、イロコイ方式に則った定期会合(総督—イロコイ指導者の会合／イロコイ式哀悼儀礼、ワムパムベルトの交換、贈与)／外交協議のパターン確立。

・ニューヨークの推奨で、メリーランド(1677)、ヴァージニア(1679)も盟約の鎖に加入。

:イロコイを通じ、広い範囲に渡る植民地—先住民関係の安定化の開始(戦争で故地を追われた難民部族のイロコイ領編入／先住民へのイロコイの圧力)。

○カロライナ(1666)、ペンシルヴァニア(1680)の植民—先住民外交の開始

:ペンシルヴァニアによる先住民との友好・同盟政策／カロライナ=先住民を利用して対スペイン、フランス攻撃:先住民奴隷狩り戦争。

↓

□スチュワート朝は1688年の名誉革命で崩壊。しかし、以後の本国政権も、各植民地総督を通じて、先住民との同盟政策を推奨する(資料③)。1720年代までには、フランス領との境界に位置する諸部族と植民地との間で、先住民式の儀礼を用いた恒常的外交関係の成立(図5)。1720-50年代半ばには、植民地—先住民間の戦争は起こらず、「苦々しい平和的共存」(Richter,1998)状態が現出する(七年戦争が転機)。

□背景としての名誉革命による国際情勢の転換。名誉革命後、イギリスは、アウクスブルク同盟戦争に加わり、以後、英仏間のグローバルな規模での戦争が開始。その結果、北アメリカは帝国戦争の主要な舞台に。

⇒北東部各地の戦争では、先住民は英仏の同盟勢力とみなされる。1713年のユトレヒト条約以後の和平時においても、英仏の中間領域に居住する先住民の去就が重視⇔先住民は複数の外交資源を持つ。

⇒イギリスの先住民外交は、以上のような18世紀初頭までに形成された多層的な文脈を背景にして、各ローカルで展開。

II. ワベナキー—マサチューセッツ外交の生成

アメリカ北東部の境界地帯(ニューイングランド／先住民／フランス領カナダ・アカディアの係争地)における、マサチューセッツとワベナキの講和外交の形成過程と問題の検討。

○ワベナキ (図6)

東アルゴンキン語族。17世紀初頭の疫病による大規模な人口減少や離散を経て再編成された集団(1650年には人口約2500人)。メリマック川〜ペノボスコット川の各河川中腹に居住。ピーナコック(Pennacok)、ピグワケット(Pigwacket)、アンドロスコギン(Androscoggin)、ケネベック(Kennebek)、ペノボスコット(Penobscot)の、それぞれ独立性の強い村落が戦争・外交の際に緩く連合する。

○マサチューセッツ領メイン

もとはフェルナンド・ゴージの領主植民地。1629年以後、沿岸部での漁業基地、毛皮交易、材木生産地として発展。1650年代の本国の内乱期にマサチューセッツが占領し、1692年に正式にマサチューセッツ領に編入される。1700年の時点でメインのイギリス入植地は5つほどのタウン／人口は2500人程度。

⇒ワベナキは、17世紀後半までにイギリス人、フランス人双方と密接な関係を取り結ぶ。

:メインに入植したイギリス人商人・入植者と毛皮—銃の取引／フランスの派遣したイエズス会宣教師の受け入れ—村落に常駐(Norridgewockなど)。

1) ワベナキー—マサチューセッツ外交の前段階

○アングロ—ワベナキ戦争と外交関係の開始(戦争については表3参照)

1675年のフィリップ王戦争の余波として、メインでもワベナキとマサチューセッツの戦争が開始される。1677-78年にワベナキ—マサチューセッツ間で締結された講和条約が、公的な外交関係の開始となる。

⇒条約上の地位の変動:1677年条約では、(敗北している)マサチューセッツがワベナキに臣従の強要(資料④)。翌年にアンドロスが仲介したカスコ湾条約では、ワベナキの許可を得て帰還したイギリス人がワベナキへの貢納支払いの規定。

○ウィリアム王戦争／第二次ワベナキ戦争(1689-99年)

ワベナキー—イギリス人入植者のローカルな対立に端を発するが、ヨーロッパで始まったアウクスブルク同盟戦争と一体化し、戦争が拡大・長期化する。フランスがワベナキと連合し、集落や農場襲撃—住民の虐殺／捕囚⇔マサチューセッツ軍のワベナキ村落焼き討ち(C・マザー「私たちが経験した最も悲しく、暗く、苦難な日々であった」／戦争に10万ポンドを費やす／1000家族が死亡)(ペロモント総督、1699年8月)。

⇒1697年のライスワイク条約を受け、1699年に講和条約締結。

2) ワベナキーマサチューセッツ講和体制の確立(1699—1703)

マサチューセッツの外交の特徴:ワベナキの臣従と同盟の揺れ動き

1. マサチューセッツ総会議の外交

1698年にマサチューセッツ総会議は、ワベナキとの和平交渉の開始。他の先住民と同じ条約上の地位を想定し、マサチューセッツによる「野蛮人」ワベナキの「平定」と定義。

「代議会の決議。ケネバックに船を派遣し、イギリス人の捕囚返却と臣従の交渉を行うように。」(1698年11月:Mass.Archives,30:438);「昨年冬に「野蛮人」と交渉」(1699年6月,Bax, Mss, 9:82)。

⇒1699年1月に講和条約(カスコ湾条約)締結(資料⑤)

:ワベナキが一方的に自ら「フランスの扇動による反乱」を反省し、「イギリス王への臣従」を求める。自らフランスとの関係の切断を誓い、イギリス人の帰還と領土権の復帰を認める。

□マサチューセッツ側の条約観(1699年4月、代理総督ストーンンの報告、CSP,17:132)

「血に飢えた野蛮人が反乱し、侵略することで悩まされずよい。」

⇨ワベナキ側の証言(フランス側史料)との乖離

:イエズス会士の証言(資料⑥)「イギリス人からの提案がワベナキを怒らせ、ワベナキが(フランスを拒否せず)、イギリス人は(同地から)去れと言った」。

□会合での口頭の合意内容が条約の文言と乖離している可能性は高い。マサチューセッツは「先住民の臣従」というフィクションを創造。

2. ベロモント総督—ダドリー総督の外交——臣従→同盟

ベロモント卿R・クート(アイルランド貴族、在職1699-1700)総督着任以後、マサチューセッツは外交方針の転換。本国政府は、北東部におけるフランスの影響力拡大に対抗し、かつメインにおける海軍軍需品となる森林資源確保を目指す。ベロモントは、マサチューセッツの強硬なワベナキ外交を批判し、改善を試みる。マサチューセッツもメインへの再入植のために、本国の方針を受け入れ。

○新たな外交方針

:イロコイ式の外交儀礼(贈与/講和—友好関係醸成の儀礼)、交易規制・公的交易、紛争解決のルールの設定により、平和的な外交関係を構築する。

◆定期的・公的な交易の開始

インディアン供給法、1699年7月21日(資料⑥)

「東部のインディアンが敵対し、反乱してきたが、降伏し、イングランドの国王への服従と臣従を認めた。彼らはこの政府に衣服その他の必需品の供給を依存している。そのため彼らをイギリスに強く結びつけるために、彼らに安く物資を供給すべきである」公金で商品購入/公的交易所の設置—取引の限定/政府が交易所の管理人(トラックマスター)を雇用。1700年3月から政府船で通商開始。

□ワベナキの「臣従」像を維持しつつ、ワベナキの利益に配慮し、互酬関係の形成を目指す。

◆定期会合の開催

1699年のボストン会合以後、半年に1回の会合(1699年8月(ボストン)、1700年6月(カスコ湾)、12月(ボストン)、1702年2月(ニューバーバー)、7月(カスコ湾)、1703年1月(緊急、ポーツマス)、7月(カスコ湾))。

○「同盟」としてのマサチューセッツ—ワベナキ関係の構築

交渉時には、マサチューセッツは「臣従」の表現を使わず、対等な同盟関係を仮構し、交渉を行う。

▽1701年6月カスコ湾会合(資料⑦)

•ワベナキの「臣従」を明記した1699年条約ではなく、オルバニーでニューヨークがイロコイを中心に複数の先住民と結んだ1701年の「友好の同盟」(league of friendship)を根拠とする。また双方とも「兄弟または友人」と呼ぶ。

•1699年条約の規定にない/反する、ワベナキ自治を保障する取り決めを行う。

:1699年条約ではイギリス人に危害を及ぼしたワベナキは、「イギリスの司法」で裁かれる規定。しかし、会合では、ワベナキが自ら犯人の処罰をする取り決めがされる(3)

•イロコイ式の外交儀礼の採用

:ベロモントの追悼(1)/条約の更新(1)/贈与/会合終了時に石を積んで塔を立て、その場所を「2つの兄弟の場」と呼ぶ(13)

□イロコイ式外交儀礼は、翌年のボストン会合でより典型的なものに(資料⑧)。

□外交儀礼と関係の密接化は、1701年に就任したダドリー総督が継承—発展させる(ダドリーは、ワベナキ領を訪問し、ワベナキ首長を「友人」と呼び、贈答品交換/宴会などを行う)(資料⑨)。

○不平への対応

会合で提出されたワベナキの不平に対しては、マサチューセッツ側も誠実に対応する。

•不平のあったトラックマスターの解任(1702年6月18日、Minutes of Council,CSP,20:393)。

「Capt.Wormallへの不平を考慮。Casco湾の要塞司令官であり、トラックマスター。彼はインディアンに受け入れられない。彼を解雇し、別の人を雇うように。」

•ワベナキ首長の子ども返還(1703年5月10日、ダドリー→国務大臣ノッティンガムCSP,21:408)。

「インディアン首長の返還は、条約更新会合においてインディアンの少年がフィッブスによってイギリスに連行され、戻してほしいと強く求めています。彼らのためにとりなしていただきませんか。」

▽1699—1702年に構築されたマサチューセッツ—ワベナキ外交の方式は、1750年代まで継続し、和平維持に大きな役割を果たす。Ex) 1730年代の領土侵害に対するワベナキの不平の際、マサチューセッツ政府はワベナキに有利な採決を下し、イギリス人入植地やダム撤去を行う(Saxin,2019; Brooks&Brooks,2010)。

⇨他方で、関係の不安定さ/相互不信の存在。

- ・恒常的・友好的な外交の開始にもかかわらず、1701年のスペイン継承戦争を受け、1703年8月に戦争開始。マサチューセッツは「全ワベナキ」への宣戦布告(1713年にユトレヒト条約を受け、講和条約)。
 - ⇒以後も、1722年-25年、1745-48年に戦争(戦後には講和条約締結)。
- ・講和会合の後も、マサチューセッツ高官からはワベナキ不信の言動が頻繁に出される。
 - Ex)代理総督ストーンンの本国政府への報告(1701年, CSPC19:155)「人びとはかの血に飢えた野蠻人から、再び攻撃されることを恐れている。彼らはどんなに神聖に忠誠を誓っても信用できない。」
 - +ダドリー総督は会合後にワベナキ内にスパイを雇い、ワベナキの動きを報告させる。
 - ⇒ワベナキ代表は、1701年6月会合の後、モントリオールに行き、カナダ総督に協議内容を伝達(資料⑩)。以後もマサチューセッツとの外交交渉の最中には、イエズス会宣教師およびカナダ総督と協議。

3) マサチューセッツ-ワベナキ講和体制の矛盾

講和の成立当初から、成功には疑問の声

- ・サミュエル・シュウォール(1700年5月3日, Letterbook of Sewell, 232)。
 - 「東部インディアンと長く、苦々しい戦争を行って来ました。彼らと固く、しっかりした基礎の上に和平が結ばれることは、陛下の利益を左右する重要な関心事であります。私ごときの意見ではありませんが、うまくいかないのではないかと思います(以下マサチューセッツの入植者・投機者のワベナキ領への侵入を問題視)」
 - ⇒講和外交は、マサチューセッツのメイン再占領・帝国拡大政策にすぎず、必然的にワベナキとの対立に帰結するとの見解も(Bahar, 2019)。18世紀の両者の紛争の多くは土地をめぐる問題が原因。

○マサチューセッツ-ワベナキ間の条約上の関係に関する認識の齟齬⇒不和の原因に。

- ・マサチューセッツは、会合以外では、ワベナキは「イギリスに臣従する民」と規定する。ワベナキとの条約も「イギリス人への忠誠とstediness」を持つためとされる。
 - ▽ダドリーの議会演説: 1702年3月10日, Bax. Mss, 9:127
 - 「東部に行った場合、インディアンに会う必要。彼らの国王とこの政府への臣従を確認する」⇒現場では「友人」
 - 先住民は、領域主権を持つイギリス支配に服するという理解⇒後述
- ・ワベナキは、自らを「主権を持つ」と理解し、交渉においても外交上の自己決定権を主張。
 - ▽1701年6月会合(資料⑦-7)
 - 「われわれは自由にしたい、どの勢力(party)の指揮下にも置かれたくないと望む」。
 - 同会合では、ワベナキは、マサチューセッツが拒否するフランス国旗使用、カトリック宣教師受け入れなども主張(資料⑦-11, 12)。フランス側史料では、さらに厳しくイギリス側の主張を批判している(資料⑩)。
 - ⇒特に焦点となったのがワベナキの移動の自由。

▽1701年6月会合(資料⑦-5)

マサチューセッツは、「フランスへの道を閉じる」とカナダへの移動制限を求める。ワベナキは「わたしたちは自分たちが行きたいところへ行く自由を奪われることは考えていない」と拒否。ワベナキは、「カナダへの道を絶った場合、兄弟たちがわれわれのところへ来ることができなくなる」と訴える。

⇒ワベナキは、移動の自由を重視し、他の会合でも対立点に(1702年7月会合、資料⑨-2)

◎ワベナキ/マサチューセッツの間では、先住民の移動が正反対の意味を持つ。

- ◆ワベナキにとって、移動は、ヨーロッパ人進出後のサバイバルのために死活的な重要性。ワベナキ諸族は、17世紀以来の戦争によって北東部各地に離散。イギリス領・フランス領双方に居住(モントリオールでは、フランス保護下のミッション村を形成)(アルゴンキン・ディアスポラ: Haefei and Sweeny, 1994; 1995; 2003)。居住地間で頻繁な移動と交流を行い、保護、情報収集・伝達などの手段とする。(図6参照)
 - ・戦時には、フランス領に移住して戦火を逃れる(ウィリアム王戦争中、ピーナコックやケネベックは、カナダのミッション村 St. Francis de Sale に移住し、終戦とともに戻る)。
 - ・イギリスとの交渉の際に、フランスに支援を求める(1725-7年のダマー条約交渉の際には、カナダ総督とイエズス会宣教師に条約内容の相談を行う⇒イエズス会の通訳でイギリス側の意図的語訳の指摘(資料⑪) / フランス領のワベナキも合意形成に参加(Ghere 1984; Ghere and Morrison 2001; Saxine 2019)。
 - ⇒北東部先住民諸族間のネットワーク形成—広域連合の発想も出現(Haefei and Sweeny, 1994)。
 - Ex) 1699年冬から、コネティカット、ニューハンプシャー、メインで、ピーナコックを中心に広域平和同盟の結成を目指した先住民間外交が行われる。英仏との同盟は維持した状況。
- ◆マサチューセッツにとって、ワベナキの境界を越えた移動は危険性をはらむ。
 - ・戦争中に敵対した先住民の接近に対するイギリス人入植者の不安(資料⑨-2)
 - ・ワベナキの移動=戦争の兆候という観念の強さ。
 - たとえば、上記の広域連合の試みは、イエズス会の扇動で、先住民が「全面蜂起」「大戦争」する兆候として解釈され、ニューイングランド中で不安が拡大(「1700年の陰謀」)。
 - Ex)ペロモントの通商拓務院への報告(1700年4月20日, CSP, 18:179)
 - 「この植民地の誰も植民地内のインディアン、コネティカットのインディアン、東部インディアンがイギリス人に蜂起すると信じて疑わない。」
 - ⇒帝国戦争開始以後、北米の空間を英仏で領域区分し、居住民はどちらかに帰属する/中立・両属を危険視する発想がイギリス人の間に浸透。そのために敵領土への移動に強い反発。
 - ▽代理総督アディントンへの報告、1700年8月13日, CSP, 1700, 486
 - 「現在の心配はインディアンを陛下に臣従させられるか。われわれの政府は大変難しいと考えている...イギリスとフランスの境界が係争中である限りは、結果的にインディアンの支配権jurisdictionも不明確。」
 - ⇒(イギリス領に居留する)「友好な先住民」と「敵対先住民」の境界の不明確さ、流動性。

▽ダドリーから通商拓務院への報告(1703年9月15日、CSPC,v.21,689)

「フランス人と先住民は...秘密裏に100マイルに渡って分散し、可能な限りの友好を装って散居した家屋に接近しました」。宣戦布告宣言後、「友好インディアンのふりをした敵に会わないように」友好インディアンの移動禁止。

おわりに

○17-18世紀北アメリカにおける先住民外交の特性

:イギリスの先住民外交は、17世紀の入植が引き起こす動乱状況、本国の介入、イロコイ外交の先例など複数の前提の積み重ねにおいて成立。先住民—イギリス植民地間に一定の秩序だった関係を形成する。

⇨底流に存在する不和: 不和に蓋をしたままの合意

○イギリスの先住民理解の枠組み・政治言語としての「臣従」

・ヨーロッパ諸国は、主権国家体制の下、基本的には先住民を従属民として想定。ヨーロッパ諸国が「主人」として、先住民を統治しつつも、先住民の自治と領土は認める。

・「友人」「同盟」と規定することもあるが、空間支配はヨーロッパの下にあり、先住民の行動を制限できると考える(ユトレヒト条約第15条—資料⑩)(Miquelon, 2010)。

○先住民: 固有の主権意識、政治判断を持つ。ヨーロッパ人到来後の社会変容(人口の減少・分散/ヨーロッパ勢力との通商・同盟の必要性)に合わせて形成される。ワベナキの場合、英仏を含む諸勢力とのネットワーク形成。

⇒この齟齬は、戦時には両者の間で不信を生む温床になる。

Ex) ダドリーは1703年にフランスのメイン侵攻が予想された際に、ワベナキと会合を開き、ワベナキに条約で規定した「中立」を求める。ダドリーは中立=イギリス領内からのフランスの排除を意図する。

▽カスコ湾会合(1703年6月、(Diary of Samuel Sewell,85-87)

・ダドリー「(ワベナキに)フランスがこの国(Country)に進行するのを防いでほしい。しかし、それでもワベナキは、(1700年の会合で定めた)中立であり続けるのだ。」

⇨ワベナキは中立を理由に、フランス侵攻時にも不作為を主張。実際にフランスの軍事侵攻を招く。

マサチューセッツ側は「裏切り」と批判する。

▽ダドリーの植民地総会議演説(1703年8月、CSP,21:664)

「私はインディアンとの2回の会合に費やした負担と費用について、落ち度があると思わない。彼らに従わせることはできたはず。...責任は彼らの中にあるフランスの宣教師にある。...いまや正義と友好のあらゆる手段でも彼らに従わせることはできなかった。彼らは何度も約束を繰り返したというのに。」